

第133期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株主資本等変動計算書	P 1
連結株主資本等変動計算書	P 3
個別注記表	P 4
連結注記表	P11

（平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31 日まで）

「株主資本等変動計算書」「連結株主資本等変動計算書」「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tomatobank.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

株式会社トマト銀行

第133期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	14,310	12,640	12,640	1,773
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,310	12,640	12,640	1,773
当期変動額				
剰余金の配当				
不動産圧縮積立金の積立				
不動産圧縮積立金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	14,310	12,640	12,640	1,773

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
	不動産圧縮 積 立 金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	187	3,547	3,398	8,907	△476	35,381
会計方針の変更による累積的 影響額			556	556		556
会計方針の変更を反映した当期 首残高	187	3,547	3,954	9,463	△476	35,937
当期変動額						
剰余金の配当			△575	△575		△575
不動産圧縮積立金の積立	4		△4			
不動産圧縮積立金の取崩	△3		3			
当期純利益			1,809	1,809		1,809
自己株式の取得					△3	△3
自己株式の処分			△0	△0	0	0
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)						
当期変動額合計	0		1,234	1,234	△3	1,231
当期末残高	188	3,547	5,188	10,697	△479	37,168

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,668	△2	644	4,310	39,692
会計方針の変更による累積的 影響額					556
会計方針の変更を反映した当期 首残高	3,668	△2	644	4,310	40,248
当期変動額					
剰余金の配当					△575
不動産圧縮積立金の積立					
不動産圧縮積立金の取崩					
当期純利益					1,809
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△26	1	27	2	2
当期変動額合計	△26	1	27	2	1,233
当期末残高	3,642	△1	671	4,312	41,481

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	14,310	12,491	9,337	△601	35,537
会計方針の変更による累積的影響額			556		556
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,310	12,491	9,893	△601	36,093
当期変動額					
剰余金の配当			△573		△573
親会社株主に帰属する当期純利益			1,843		1,843
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			1,270	△3	1,266
当期末残高	14,310	12,491	11,163	△604	37,360

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	3,669	△2	644	64	4,376	39,914
会計方針の変更による累積的影響額						556
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,669	△2	644	64	4,376	40,470
当期変動額						
剰余金の配当						△573
親会社株主に帰属する当期純利益						1,843
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△26	1	27	△1,124	△1,122	△1,122
当期変動額合計	△26	1	27	△1,124	△1,122	144
当期末残高	3,643	△1	671	△1,060	3,253	40,614

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券及び出資証券は原則として決算日前 1 カ月の市場価格等の平均価格、それ以外のものについては原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,319百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行リスク管理であります。なお、当事業年度においては、該当取引はありません。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、該当取引はないため、計算書類に与える影響額はありません。

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下、「回収可能性適用指針」という。)が当事業年度末に係る計算書類から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から当該適用指針を適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首において、繰延税金資産が556百万円、繰越利益剰余金が556百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は556百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び外国証券に有担保が11,595百万円、無担保が3,008百万円、合計14,604百万円含まれております。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は524百万円、延滞債権額は21,903百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、また、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,773百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,201百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,764百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	166,955百万円
預け金	91百万円

担保資産に対応する債務

預金	31,902百万円
譲渡性預金	20百万円
債券貸借取引受入担保金	3,572百万円
借入金	152,400百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券10,366百万円及び金融商品等差入担保金226百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他の資産には、保証金140百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は113,272百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが110,811百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,444百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 10,210百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 124百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は8,041百万円であります。

13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

14. 関係会社に対する金銭債権総額 3,829百万円

15. 関係会社に対する金銭債務総額 1,287百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 53百万円

役務取引等に係る収益総額 一百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 97百万円

その他の取引に係る収益総額 一百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

役務取引等に係る費用総額 一百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 318百万円

その他の取引に係る費用総額 一百万円

2. 関連当事者との取引として記載すべきものはありません。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	1,784	19	0	1,802	(注)
合 計	1,784	19	0	1,802	

(注) 当事業年度中の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取、減少については、単元未満株式の買増請求によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	4

2. 満期保有目的の債券（平成28年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	27,334	29,483	2,149
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	27,334	29,483	2,149
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		27,334	29,483	2,149

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年3月31日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	95
関連法人等株式	140
合 計	236

4. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	株 式	4,617	2,114	2,503
	債 券	161,114	158,469	2,644
	国 債	135,730	133,442	2,288
	地方債	1,737	1,727	9
	社 債	23,646	23,299	346
	その他	37,012	36,633	379
	うち外国債券	34,898	34,583	315
	小計	202,744	197,217	5,527
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの	株 式	456	520	△64
	債 券	24,099	24,195	△96
	国 債	3,008	3,019	△10
	地方債	7,888	7,935	△46
	社 債	13,202	13,240	△38
	その他	22,215	22,565	△350
	うち外国債券	19,764	20,065	△300
	小計	46,771	47,282	△510
合 計		249,516	244,499	5,016

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	426
その他	447
合 計	874

これらについては、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	124	22	0
債 券	110,411	220	578
国 債	93,911	103	572
地方債	4,235	20	1
社 債	12,263	96	4
その他	14,307	81	236
うち外国債券	12,888	47	116
合 計	124,843	323	816

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式33百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

- (1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価傾向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,280百万円
固定資産	220
株式	332
未収貸付金利息	67
その他	486
繰延税金資産小計	3,387
評価性引当額	△480
繰延税金資産合計	2,906
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,374
固定資産圧縮積立額	△82
その他	△1
繰延税金負債合計	△1,458
繰延税金資産の純額	1,448百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.070%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.700%に、平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.701%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.468%となります。この税率変更により、繰延税金資産は62百万円減少、その他有価証券評価差額金は72百万円増加、繰延ヘッジ損益は0百万円減少、法人税等調整額は135百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は27百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	360円72銭
1株当たりの当期純利益金額	15円73銭

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 2社

会社名 トマトビジネス株式会社

トマトカード株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名 トマト6次産業化応援投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名 該当なし

(2) 持分法適用の関連法人等 1社

会社名 トマトリース株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名 トマト6次産業化応援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

会社名 該当なし

3. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当なし

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子法人の出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として時価のある株式、受益証券及び出資証券は連結決算日前1カ月の市場価格等の平均価格、それ以外のものは連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、当社と同じ基準により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,319百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建の資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建の資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。なお、当連結会計年度においては該当取引はありません。

連結される子会社及び子法人等にはヘッジ会計を適用する取引はありません。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

12. 消費税等の会計処理

当社並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、該当取引はないため、連結計算書類に与える影響額はありません。

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下、「回収可能性適用指針」という。）が当連結会計年度末に係る連結計算書類から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度から当該適用指針を適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項（3）①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、繰延税金資産が556百万円、利益剰余金が556百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は556百万円増加しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 消費貸借契約（債券貸借契約）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び外国証券に有担保11,595百万円、無担保3,008百万円、合計14,604百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は524百万円、延滞債権額は21,905百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、また、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,773百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,203百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,764百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産

有価証券	166,955百万円
預け金	91百万円

 担保資産に対応する債務

預 金	31,902百万円
譲渡性預金	20百万円
債券貸借取引受入担保金	3,572百万円
借入金	152,400百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券10,366百万円及び金融商品等差入担保金226百万円を差し入れております。
 また、その他資産には保証金140百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は114,718百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが112,257百万円であります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 10,213百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 124百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は8,041百万円であります。

(連結損益計算書関係)

「その他の経常費用」には、貸出金償却93百万円、株式等償却64百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数	摘要
発行済株式					
普通株式	116,790	—	—	116,790	
合 計	116,790	—	—	116,790	
自己株式					
普通株式	2,098	19	0	2,116	(注)
合 計	2,098	19	0	2,116	

(注) 当連結会計年度中の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取り、減少については単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	286百万円	2.50円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月11日 取締役会	普通株式	286百万円	2.50円	平成27年9月30日	平成27年12月7日
合 計		573百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株 式 の 種 類	配当金の総額	配当の原資	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成28年 6月28日 定時株主総会	普通株式	287百万円	利益剰余金	2.50円	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金や貸出業務及び有価証券投資、並びに国債や投資信託等の販売といった銀行業務を中心に行っております。これらの事業を行うための資金調達は、預金を中心であります。一部借入金や社債による調達も行っております。

また、資金運用は、中小企業等向け融資や個人ローンを中心とした貸出業務及び預貸ギャップの拡大に対応したリパッケージローン等の市場性ローン、国債を中心とした有価証券投資により行っており、最終的なリスクの所在が不明確な商品への運用は行わない方針としております。また、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を保有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も限定的に行っております。なお、連結される子会社及び子法人等はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、景気の動向、不動産価格の変動等の経済環境及び取引先の経営状態の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。有価証券は、国債を中

心とする債券や上場株式等であり、主に銀行業務における資金運用を目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当社グループの信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

借入金及び社債は、将来、当社グループの業績や財務内容が悪化した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、必要な資金の確保が困難になるリスク、並びに通常より高い金利で資金調達を余儀なくされるリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等があります。当社では、金利スワップをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金や借入金に関わる金利の変動リスクに対しては、金利スワップの特例処理によるヘッジ会計を適用することとしております。また、通貨スワップ取引を外貨資金調達を目的として取り組んでおりますが、ヘッジ対象である外国債券との間でヘッジの有効性を評価することにより、ヘッジ会計を適用しております。このほか、期中において、価格変動による収益確保を目的とした債券先物取引、債券店頭オプション取引等も限定的に行っておりますが、これらは価格変動リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制は、以下のとおりであります。

なお、連結される子会社及び子法人等についても当社の管理体制に準じ、各社のリスク・プロファイルに見合った管理を行っております。

① 信用リスクの管理

当社は、「信用リスク管理方針」に基づき、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」を定め、融資基本原則及び金融円滑化管理の徹底から、信用リスク管理の基本方針、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、途上与信管理、信用格付、ポートフォリオ管理、問題債権の対応など信用リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、営業店のほか審査部等の信用リスク管理所管部署が行っております。カントリーリスク及び有価証券の発行体等の信用リスク、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクは、限度管理のほか信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより管理しております。

また、信用リスクに関する状況について、定期的にリスク管理委員会及びA L M委員会において現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、取締役会へ報告を行っております。さらに信用リスク管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

当社は、「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」を定め、管理目標、管理部署、管理方法など市場リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの市場リスク管理は、市場金融部のほか経営企画部、A L M運用部等の市場リスク管理所管部署が行っております。

また、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスクに関する状況については、定期的にリスク管理委員会、A L M委員会及び取締役会等へ報告を行っております。さらに市場リスク管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。各リスクの管理方法は以下のとおりであります。

(i) 金利リスクの管理

当社は、金利動向の予測、限度管理、金利リスク量の把握、分析等を行うことにより金利の変動リスクを管理しており、リスク管理委員会及びA L M委員会において、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券等の保有については、「投資有価証券取扱規程」に基づき、取締役会で半期ごとの運用計画を決定したうえ、「市場リスク管理規程」等に従いリスクの管理を行っております。資金運用を所管する市場金融部等は、半期ごとに投資限度額やリスク限度額を設定し、債券及び上場株式等への投資を行うほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを厳重に管理しております。これらの情報はリスク管理委員会及びA L M委員会に報告され、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(iii) 為替リスクの管理

当社は、外貨建の資産と負債の額が通貨ごとにほぼ同額となるようリスクコントロールを行っており、為替レートの変動による影響はほとんどありません。

(iv) デリバティブの管理

デリバティブ取引に関しては、規程に基づき、限度管理など厳格な管理を行っているほか、取引の執行、リスク管理、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「コールローン及び買入手形」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「譲渡性預金」、「借入金」及び「社債」であります。また、株価リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「貸出金」であります。

当社グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の合理的な予想変動幅を用いた時価に与える影響額を、市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成28年3月31日現在、指標となる金利が100ベース・ポイント(1.00%)上昇したものと想定した場合には、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は、29,963百万円減少し、100ベース・ポイント(1.00%)低下したものと想定した場合には、29,963百万円増加するものと把握しております。

また、株価以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成28年3月31日現在、指標となるTOPIX（東証株価指数）が10%下落したものと想定した場合には、当該金融資産の時価は、465百万円減少し、10%上昇したものと想定した場合には、465百万円増加するものと把握しております。

当該影響額は、いずれもリスク変数間の相関を考慮しておりません。また、金利または株価の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 流動性リスクの管理

当社は、「流動性リスク管理方針」に基づき、「流動性リスク管理規程」を定め、管理目標、管理部署、管理方法など流動性リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの流動性リスク管理は、流動性リスク管理所管部署である市場金融部、経営企画部及び営業本部が行っております。

資金繰りリスクに関しては、半期ごとに運用・調達のバランスを考慮した資金繰り計画を策定するとともに、月次・週次・日次で資金繰りを厳格に管理しております。また、万一の場合に備えてコンティンジェンシー・プラン（危機管理計画）を策定し、様々な事態を想定し対応できる態勢を整備しております。

資金繰りリスクに関する状況については、定期的にリスク管理委員会及びALM委員会へ報告を行い、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。さらに流動性リスク管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	78,905	78,905	—
(2) 有価証券	276,850	279,000	2,149
満期保有目的の債券	27,334	29,483	2,149
其他有価証券	249,516	249,516	—
(3) 貸出金	928,110		
貸倒引当金	△7,762		
(* 1)	920,347	948,395	28,047
資 産 計	1,276,104	1,306,301	30,197
(1) 預金	1,073,091	1,073,666	575
(2) 借入金	153,631	153,279	△351
負 債 計	1,226,723	1,226,946	223
デリバティブ取引（ * 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	121	121	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	121	121	—

（ * 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ * 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。自社保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結

決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金については、変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約）があり、割引現在価値により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（２）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）（＊２）	616
組合出資金（＊３）	447
合 計	1,064

（＊１）非上場株式については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について31百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 １０年以内	１０年超
預け金	66,634	—	—	—	—	—
有価証券（＊１）	43,650	67,185	70,356	18,440	51,590	11,111
満期保有目的の債券	2,000	4,000	4,000	4,000	6,000	6,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	41,650	63,185	66,356	14,440	45,590	5,111
貸出金（＊２）	171,751	136,857	99,335	66,955	113,572	317,121
合 計	282,035	204,043	169,692	85,395	165,162	328,232

（＊１）有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表計上額とは一致しません。

（＊２）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない22,517百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	851,695	165,707	55,688	—	—	—
借入金	23,510	67,121	62,498	500	—	—
合 計	875,206	232,829	118,187	500	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.070%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.700%に、平成29年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.701%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.468%となります。この税率変更により、繰延税金資産は89百万円減少し、その他有価証券評価差額金は72百万円増加、繰延ヘッジ損益は0百万円減少、退職給付に係る調整累計額は24百万円減少し、法人税等調整額は137百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は27百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	354円17銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	16円07銭